

○財務省告示第四十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年一月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年二月五日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百七回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

の法律及びその条項

九年法律第二十三号）第四十六条、第十二年法律第三十四号）第七条

第一項、第十六年法律第九十条第一

一、第二十三号）第九十四条

律第八十三号）第九十四

条第二项、同条第四项、第九十

五条第一項、第三百三十六條第一

項及び第三百七十七條第一項

社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」という。）及び価格競争入札と同時に行為れる入札

三 振替法の適用等

四 発行方法

五

募方

入決定の

イ 入札発競争

各申込みのうち応募額を順次割り

も申込みのからその応募額を順次割り

当てる。特別参加者ごとの応募

各国債市場特別参加者ごとの応募

限度額の範囲内において各申

込みの応募額を割り当てて各申

者・第I

特別参加

国債市場

イ 入札発競争

額面金額で二兆二千九百九十五

億五千万円

うち特別会計に関する法律第

四十六條第一項の規定に基づき

発行した割引短期国債について

は、額面金額で二兆九百九十六

億円、財政法第七條第一項、財

政融資資金法第九條第一項並び

に特別会計に関する法律第八十

三條第一項、第九十四條第二項、

同條第四項、第九十五條第一項、

第三百三十六條第一項及び第三百

十七條第一項の規定に基づき発

行した政府短期証券について

は、額面金額で千九百九十九億

五千万円

十二	平 成 二 十 八 年 一 月 二 十 日		口	厘 額 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格 七	イ	厘 額 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格 二	一	平 成 二 十 七 年 一 月 二 十 日	十	す る 。整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	十	の 記 載 又 は 記 録 は 、最 低 額 の 金	九	振 替 の 記 載 又 は 記 録 は 、最 低 額 の 金	八	最 低 額 面 金 千 万 円	七	二 千 四 億 三 千 四 百 六 万 八 千 円	口	面 割 引 で 二 千 四 億 円	イ	た 割 引 短 期 国 債 に つ い て は 、	者	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	者	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	特	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	別	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	加	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	参	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	加	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	場	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	行	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	争	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	非	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	口	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六
償還期限	平 成 二 十 八 年 一 月 二 十 日		口	厘 額 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格 七	イ	厘 額 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格 二	一	平 成 二 十 七 年 一 月 二 十 日	十	す る 。整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	十	の 記 載 又 は 記 録 は 、最 低 額 の 金	九	振 替 の 記 載 又 は 記 録 は 、最 低 額 の 金	八	最 低 額 面 金 千 万 円	七	二 千 四 億 三 千 四 百 六 万 八 千 円	口	面 割 引 で 二 千 四 億 円	イ	た 割 引 短 期 国 債 に つ い て は 、	者	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	者	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	特	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	加	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	加	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	場	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	行	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	争	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	非	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	口	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六				

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当 た
成 務 本 面 還 当 た
二 大 銀 金 金 る し
十 臣 行 額 支 金 と
七 か 通 百 払 は き
年 通 知 を 円 に 払 は
一 知 を 受 づ け け
月 け け け け け
二 け け け け け
十 け け け け け
日 者 者 者 者 者
償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に
た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に
償 還 金 を 支 払 う 。 そ の 翌 営 業 日 に
償 還 金 を 支 払 う 。 そ の 翌 営 業 日 に